

平成 29 年 8 月 9 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 滞納処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成 29 年 5 月 10 日

判 決

原告 株式会社 X 1

（以下「原告 X 1」という。）

原告 株式会社 X 2

（以下「原告 X 2」という。）

被告 国

処分行政庁 大阪国税局長

主 文

- 1 原告 X 2 の訴えを却下する。
- 2 原告 X 1 の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

大阪国税局長が平成 26 年 11 月 26 日付けで別紙差押財産目録記載 1～4 の各財産に対してした差押処分及び同年 12 月 15 日付けで同目録記載 5 の各財産に対してした差押処分をいずれも取り消す。

第 2 事案の概要

大阪国税局長は、原告 X 1 の滞納国税を徴収するために別紙差押財産目録記載 1～5 の各財産について差押処分（以下「本件差押処分」という。）をした。本件は、原告らが、当該滞納に係る国税の徴収権は時効により消滅している上、

同目録記載 2 及び 3 の持分（以下「本件持分」という。）は、本件差押処分当時、原告 X 2 に帰属しており、原告 X 1 に帰属していなかったと主張して、本件差押処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

（１） 国税通則法（以下「通則法」という。）

ア 通則法 7 2 条 1 項は、国税の徴収を目的とする国の権利（以下「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限から 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する旨規定し、同条 2 項は、国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができない旨規定し、同条 3 項は、国税の徴収権の時効については、同条及び 7 3 条に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する旨規定する。

イ 通則法 7 3 条 1 項は、国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する旨規定し、4 号において、督促を挙げ、その時効中断期間を、督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日までの期間とする旨規定している。

（２） 中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）

中協法 1 7 条 1 項は、中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の組合員の持分の譲渡につき、組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない旨規定する。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（１） 当事者

原告 X 1 は、宅地建物取引業等を目的とする株式会社であり、原告 X 2 は、原告 X 1 の会社分割により同原告の不動産の売買等に関する営業を承継した株式会社である。（甲 1 0）

(2) 原告X1の滞納国税の発生等

ア 加古川税務署長は、兵庫県内において遊技場の経営等を行っていた株式会社B（以下「B」という。）が、源泉所得税、法人税等を滞納していたことから、別紙滞納国税一覧表（以下「別紙一覧表」という。）の番号1～19の各国税（以下「本件滞納国税」といい、個別にいうときは、番号に従い、「本件滞納国税1」などという。）につき、別紙一覧表の「督促年月日」欄記載の日に督促状を発し、その納付を督促した。しかしながら、本件滞納国税が完納されなかったため、加古川税務署長は、通則法43条3項に基づき、大阪国税局長に対し、別紙一覧表の「徴収引継日」欄記載の日に本件滞納国税の徴収の引継ぎを行った。

イ 大阪国税局長は、平成11年10月25日、本件滞納国税1～17を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条に基づき、BがCに対して有する賃貸借契約に基づく保証金6000万円の返還請求権（以下「本件保証金返還請求権」という。）を差し押さえ、同月29日、その差押通知書が同人に送達された。（乙6、7）

ウ 原告X1は、平成16年8月●日、Bを吸収合併し、通則法6条に基づいて、Bが納付すべき本件滞納国税を承継した。

エ 大阪国税局徴収職員は、平成16年11月29日、本件滞納国税を徴収するため、徴収法142条に基づき、原告X1の本店事務所内を搜索したが、差し押さえるべき財産は見当たらなかった。（乙9）

オ 大阪国税局長は、本件保証金返還請求権の債務者であるCが無資力であることから、平成17年12月9日、徴収法79条1項2号に基づき、差押えを解除した。（乙10）

(3) 原告X1のD信用組合（以下「本件組合」という。）への加入

原告X1は、中協法に基づいて設立された信用協同組合である本件組合に対し、平成15年9月5日付けで1000万円を、平成16年6月8日付

け 200 万円の合計 1200 万円を出資し（本件持分）、本件組合に加入した。（甲 2）

（4） 原告 X 1 による会社分割等

ア 原告 X 1 の代表者である A（以下「A」という。）は、吸収合併した B に多額の偶発債務が存在することが判明したことから、会社分割により設立した株式会社に原告 X 1 の事業並びに事業に必要な資産及び負債を承継させることとした。そして、原告 X 1 は、平成 19 年 10 月●日、会社分割により原告 X 2 を設立して不動産の売買等の事業を承継させ、同年 11 月●日、会社分割により株式会社 E（以下「E」という。）を設立して遊技場に関する事業を承継させた（これらの会社分割を「本件会社分割」という。）。（甲 1、10、乙 22）

イ 原告 X 2 が本件会社分割により原告 X 1 から承継する権利義務には本件持分が含まれていた。また、本件会社分割により原告 X 2 及び E が設立された際に発行された原告 X 2 及び E の株式各 20 株（以下「本件各株式」という。）はいずれも原告 X 1 に割り当てられた。（甲 1、10、乙 22）

ウ 大阪国税局長は、本件滞納国税を徴収するため、平成 20 年 2 月 25 日、徴収法 73 条に基づき、本件各株式を差し押さえ（以下「本件株式差し押処分」という。）、その差押通知書は、同月 26 日、原告 X 2 及び E に送達された。（乙 11～14）

（5） 本件差し押処分

ア 大阪国税局長は、本件滞納国税を徴収するため、平成 26 年 11 月 26 日、徴収法 62 条に基づき、別紙差し押財産目録記載 1 の請求権を差し押さえ、この差押通知書は、同月 28 日、公益社団法人 F 協会に送達された。（乙 15、16）

イ 大阪国税局徴収職員は、本件滞納国税を徴収するため、平成 26 年 11 月 26 日、徴収法 73 条に基づき、別紙差し押財産目録記載 2 及び 3 記載

の各持分（本件持分）を差し押さえ、この差押通知書は、同日、本件組合に送達された。（乙 17、18）

ウ 大阪国税局徴収職員は、本件滞納国税を徴収するため、平成 26 年 1 月 26 日、徴収法 73 条に基づき、別紙差押財産目録記載 4 の出資を差し押さえ、この差押通知書は、同日、G 信用金庫に送達された。（乙 19）

エ 大阪国税局長は、本件滞納国税を徴収するため、平成 26 年 12 月 15 日、徴収法 68 条に基づき、別紙差押財産目録記載 5 の各土地を差し押さえ、同月 18 日に差押登記を経由した。（乙 20、21）

（6） 本件訴訟に至る経緯

ア 原告らは、平成 27 年 1 月 23 日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分取消しの求めて審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、同年 12 月 4 日付けで同審査請求を棄却する旨の裁決をした。（甲 2）

イ 原告らは、平成 28 年 3 月 28 日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

3 争点

（1） 本件滞納国税の徴収権の消滅時効の成否（争点 1）

（2） 本件持分の帰属（争点 2）

4 争点に関する当事者の主張の要旨

（1） 争点 1（本件滞納国税の徴収権の消滅時効の成否）

（原告らの主張の要旨）

ア 国税の徴収権は、その国税の法定納期限等から 5 年間行使しないことによって時効により消滅するところ、本件滞納国税の法定納期限は別紙一覧表の「法定納期限」欄記載のとおりである。そして、本件滞納国税の徴収権の時効は、別紙一覧表の「督促年月日」欄記載の日に督促状が送付されたことにより中断し、本件滞納国税 1～17 の徴収権については、平成 11 年 10 月 25 日にされた本件保証金返還請求権の差押処分により時

効が中断し、その効力は同処分が解除された平成17年12月9日まで継続していた。また、本件滞納国税18及び19の徴収権については、平成16年11月29日にされた原告X1の本店事務所内の検索により、同日、時効が中断した。さらに、原告X1は、平成17年12月30日に本件滞納国税の本税を納付しており、これにより本件滞納国税の徴収権の時効が中断した。

以上のとおり、本件滞納国税の徴収権の時効は中断しているものの、その時効の中断が終わった日の翌日から本件差押処分まで5年が経過しているから、本件滞納国税の徴収権は時効により消滅している。

イ 本件株式差押処分による時効中断の有無について

以下のとおり、本件株式差押処分当時、本件各株式は原告X1からAに譲渡されており、この譲渡を差押債権者である被告に対抗することができるから、本件株式差押処分は原告X1に帰属しない財産を差し押さえるものとして無効である。したがって、本件株式差押処分により本件滞納国税の徴収権の時効が中断するものではない。

(ア) 原告X1が本件各株式をAに譲渡したこと

本件会社分割においては、原告X1が本件各株式の割当てを受けた後に本件各株式をAに譲渡することが当然に予定されていたのであり、原告X1は、当初の予定通り、平成19年12月28日、本件会社分割により割り当てられた本件各株式をAに譲渡した。本件各株式が原告X1からAに譲渡されたことは、①原告X1の総勘定元帳に本件各株式をAに譲渡した旨が記載されていること、②原告X1の平成19年5月1日から平成20年4月30日までの事業年度の税務申告書添付の決算報告書に資産として本件各株式が記載されていないこと、③原告X2の平成19年10月1日から平成20年4月30日までの事業年度の確定申告書別表二及びEの平成19年11月28

日から平成20年4月30日までの事業年度の確定申告書別表二においてそれぞれの株主がAである旨が記載されていることから明らかである。

(イ) 本件各株式の譲渡を被告に対抗することができること

- a 会社法130条1項は株主名簿を作成していることを前提とするものであり、公開会社ではない株式会社においては株主名簿が作成されていない現状の下で株主名簿が作成されていない場合にまで一律に同項を適用することは妥当性を欠くこととなる。したがって、株主名簿を作成していない株式会社の株式については、同項の適用はなく、当該株式の譲受人は、株主名簿の記載又は記録がなくても、その譲渡を第三者に対抗することができるというべきである。
- b 株式会社が株主名簿を作成していないために株式の譲受人が株主名簿の記載又は記録をすることができない場合は、株式会社による株主名簿の名義書換の不当拒絶と同様の状況にあるということができるところ、株券発行会社ではない株式会社が株主名簿の名義書換を不当に拒絶した場合には、株式の譲受人は名義書換なしに株式の移転を第三者に対抗することができるという見解もある。したがって、株主名簿を作成していない株式会社の株式の譲受人は、会社法130条1項にかかわらず、株主名簿の記載又は記録がなくても、その譲渡を第三者に対抗することができるというべきである。
- c 原告X2及びEは、法人設立届出書の添付書類として「設立時の株主名簿」と題する書面（以下「設立時株主等の名簿」という。）を作成し所轄の税務署に提出しているが、これには株主はAである旨が記載されており、この設立時株主等の名簿は会社法所定の株主名簿に相当するものである。したがって、原告X1は、本件各株式が原告X1からAに譲渡された事実を第三者に対抗することがで

きると解すべきである。

- d 大阪国税局は、原告X 2 及びE の設立時株主等の名簿には、本来、原告X 1 が株主として記載されるべきであるのに、A が株主として記載されていたことを認識しており、このことからすれば、大阪国税局は、本件差押処分当時、本件各株式が原告X 1 からA に譲渡された事実を認識していたといえる。そうすると、大阪国税局長は、本件各株式が原告X 1 からA に譲渡された事実を認識しながら、あえて本件差押処分を行ったというべきであるから、信義則上、本件各株式が原告X 1 からA に譲渡された事実について株主名簿の名義書換が未了であることを主張し得ないというべきである。したがって、原告X 1 は、本件各株式をA に譲渡した事実を被告に対抗することができるというべきである。

(被告の主張の要旨)

以下のとおり、平成1 9 年1 2 月1 8 日に本件各株式が原告X 1 からA に譲渡されたことはないし、仮に、そのような譲渡があったとしても、その事実を被告に対抗することができない。したがって、本件株式差押処分当時、本件各株式は原告X 1 に帰属する財産であったから、本件株式差押処分により本件滞納国税の徴収権の時効は中断したというべきである。

ア 本件各株式が原告X 1 からA に譲渡されていないこと

本件会社分割の新設分割計画書に添付された原告X 2 及びE の定款には、設立時発行株式の割当てを受ける者として原告X 1 が記載されていたのに対し、原告X 2 及びE が所轄の税務署に提出した設立時株主等の名簿には株主がA である旨が記載されていた。そこで、大阪国税局徴収職員は、本件株式差押処分に当たり、原告らの税務代理行為をしていたH 税理士（以下「H 税理士」という。）に対して、定款の記載と設立時株主等の名簿の記載のいずれが正しいのかを確認したところ、H 税理士から、原告X

2 及び E の株主は設立時から現在まで原告 X 1 であり、設立時株主等の名簿については近日中に訂正したものを提出する旨の回答を得た。そして、実際、本件株式差押処分がされた後、原告 X 2 から同年 2 月 27 日付けで、E から同年 3 月 3 日付けでそれぞれ株主の氏名を原告 X 1 と訂正した設立時株主等の名簿が提出された。

また、同年 12 月 28 日に本件各株式が原告 X 1 から A に譲渡されたのであれば、原告 X 1 及び A は本件株式差押処分に対して不服申立てを行うのが自然かつ合理的であるが、平成 20 年 2 月 25 日に本件株式差押処分がされた後、平成 26 年に本件差押処分がされるまでの間、本件株式差押処分に対する不服申立ては一切行われていない。

以上の諸事情に照らせば、本件各株式が原告 X 1 から A に譲渡された事実は認められず、本件株式差押処分当時、本件各株式は原告 X 1 に帰属していたというべきである。

イ 本件各株式の譲渡について対抗要件を欠いていること

(ア) 株式会社である原告 X 2 及び E は、会社法 121 条に基づいて作成し、備え置くべき株主名簿を作成していなかったから、仮に、本件株式差押処分当時、本件各株式が原告 X 1 から A に譲渡されていたとしても、本件各株式の譲渡につき会社法 130 条所定の対抗要件を具備していなかった以上、原告 X 1 は本件各株式を A に譲渡した事実を第三者に対抗することができない。そうすると、仮に、本件株式差押処分がされた当時、本件各株式が原告 X 1 から A に譲渡されていたとしても、被告との関係において、本件各株式が原告 X 1 に帰属していなかったということはできない。

(イ) 原告らは、本件各株式が原告 X 1 から A に譲渡されたのに原告 X 2 及び E の株主名簿の名義書換がされていないことは、会社による株主名簿の名義書換の不当拒絶と同様の状況にあると主張する。しかし

ながら、株主名簿の名義書換の不当拒絶とは、株式の譲受人が適法に株主名簿の名義書換請求をしたにもかかわらず、会社が不当に名義書換を拒絶したり、又は過失により名義書換をしない場合をいうものであるところ、Aが、原告X 2 及びE に対し、株主名簿の名義書換を請求したり、名義書換請求を行う前段階として株主名簿の作成を要求するなどといった、株式譲渡の対抗要件具備に向けて努力をした様子は一切うかがえない。そうすると、本件各株式が原告X 1 からA に譲渡されたのに原告X 2 及びE の株主名簿の名義書換がされていないことが、株主名簿の名義書換の不当拒絶と同様の状況にあるということとはできない。

(ウ) 原告らは、設立時株主等の名簿が会社法所定の株主名簿に相当すると主張するが、設立時株主等の名簿は、会社設立時点で予定されている株主の氏名等を明らかにするとどまるものであるし、設立時株主等の名簿には会社法所定の株主名簿の記載事項とされている株式を取得した日が記載されていない。したがって、設立時株主等の名簿をもって会社法所定の株主名簿に相当するものということとはできない。

(エ) 原告らは、大阪国税局が、本件差押処分当時、本件各株式が原告X 1 からA に譲渡された事実を認識していたとして、被告において本件各株式が原告X 1 からA に譲渡された事実について株主名簿の名義書換が未了であることを主張することが信義則に反すると主張するが、大阪国税局において本件各株式が原告X 1 からA に譲渡された事実を認識していたことはないから、原告らの主張は前提を欠くものである。

(2) 争点2 (本件持分の帰属)

(被告の主張の要旨)

ア 中協法 17 条 1 項は、組合員は組合の承諾を得なければその持分を譲渡することができない旨規定しているところ、本件組合が原告 X 1 から原告 X 2 に対する本件持分の譲渡を承諾した事実は認められない。したがって、原告 X 2 は本件持分を取得しておらず、本件差押処分当時、本件持分が原告 X 1 に帰属していたことは明らかである。したがって、本件差押処分は、原告 X 1 に帰属する財産に対するものであり、適法である。

イ 原告らは、会社分割による承継には中協法 17 条 1 項の適用がない旨主張する。しかしながら、同項が組合員の持分の譲渡につき組合の承諾を必要とした趣旨は、組合が組合員の人格的、精神的要素を多分にその結合関係の中に持つものであることから、その持分の譲渡を自由にすることは組合員間の信頼関係に影響を与えるためである。そうすると、会社分割による持分の承継も実質的には通常の持分の譲渡と何ら異ならない以上、会社分割による出資持分の承継に同項を適用しない理由はないというべきである。

ウ 原告らは、本件持分の譲渡につき本件組合の承諾が擬制されると主張する。しかしながら、原告 X 2 は、本件持分の承継につき、本件組合に出資加入申込書を提出したものの、本件持分の譲渡について本件組合に承諾を求める手続に不備があったために本件組合において原告 X 1 の原告 X 2 に対する本件持分の譲渡を承諾するか否かの判断をすることができず、その処理が完了していないことが認められる。したがって、本件組合が本件持分の承継を承諾したことが擬制されるということとはできない。

(原告らの主張の要旨)

ア 本件持分の譲渡につき本件組合の承諾が不要であること

(ア) 本件持分は、本件会社分割により原告 X 1 から原告 X 2 に承継されたから、本件差押処分当時、本件持分は原告 X 2 に帰属していた。

したがって、本件差押処分は、原告 X 1 に帰属しない財産に対する

ものとして違法である。

- (イ) 被告は、中協法 17 条 1 項は組合の持分の譲渡に組合の承諾を要する旨を規定しており、本件組合が原告 X 1 から原告 X 2 に対する本件持分の譲渡を承諾した事実がないから、本件持分は原告 X 2 に譲渡されたとはいえないと主張する。

しかしながら、会社分割による権利義務の承継は、当該権利義務に関する分割会社の地位を承継する包括承継であるから、同項の「持分の譲渡」に該当しないと解されるし、会社分割により設立された株式会社は会社分割を行った株式会社の事業をそのまま継続するのであるから、会社分割による持分の承継は、単なる譲渡と異なり、組合員の信頼関係に影響を与えるものではない。そうすると、会社分割による持分の承継に同項の適用はなく、組合の承諾は不要であるというべきである。

- イ 本件持分の譲渡につき本件組合の承諾が擬制されること

中協法に基づく組合は、正当な理由がない限り、組合員の持分譲渡の承諾を拒むことはできないところ、原告 X 2 は、本件会社分割により本件持分を承継するに当たり、本件組合に対して、前記承継の事実を口頭で通知した上、平成 19 年 11 月 27 日付けの出資金加入申込書を提出し、前記承継を承諾するよう促している。このような事実関係の下では、本件組合が前記承継を承諾したことが擬制されるというべきである。

第 3 当裁判所の判断

1 原告 X 2 の原告適格について

- (1) 原告 X 2 は、本件持分が原告 X 1 ではなく原告 X 2 に帰属するとして、本件差押処分 of 取消しを求めているところ、原告 X 2 は、本件差押処分の名宛人たる滞納者ではないから、本件訴えに関して原告 X 2 が原告適格を有するか否かを検討する。

(2) 行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条 1 項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同 5 3 年 3 月 1 4 日第三小法廷判決・民集 3 2 卷 2 号 2 1 1 頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同 4 年 9 月 2 2 日第三小法廷判決・民集 4 6 卷 6 号 5 7 1 頁等参照）。そして、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、その処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同 2 5 年 7 月 1 2 日第二小法廷判決・裁判集民事 2 4 4 号 4 3 頁）。

そして、徴収法 4 7 条 1 項に基づく差押処分がされた場合には、その法的効果として差押えに係る財産の譲渡や用益権設定等の処分が禁止されることに鑑みると、差押処分の名宛人以外の第三者が、（a）当該差押処分当時、⑦その差押えに係る財産の所有権を有しており、かつ、④その所有権を差押債権者に対抗することができる場合には、当該差押処分の法的効果によりその権利の制限を受けることとなるから、当該差押処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、その差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するが、他方、（b）前記⑦及び④の要件を満たさない場合には、特段の事情のない限り、当該差押処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあるとはいえないから、その差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者には当たらず、その取消訴訟における原告適格を有しないものと解される（なお、処

分の取消しを訴求する原告適格に関する立証責任は原告に課されると解されることからすると、原告らが、前記㉗及び㉘の立証責任を負うものと考えられる。)。

- (3) ア 本件において、前記前提事実(4)イのとおり、原告X2が本件会社分割により原告X1から承継する権利義務の中には本件持分が含まれているが、中協法17条1項は、組合員は組合の承諾を得なければその持分を譲渡することができない旨規定している。

この点に関して、原告X2は、①会社分割による権利義務の承継は包括承継であるから同項の「持分の譲渡」に該当しないと解されるし、②会社分割により設立された株式会社は会社分割をする株式会社が行っていた事業をそのまま継続するから会社分割による持分の承継は、単なる譲渡と異なり、組合員の信頼関係に影響を与えるものではないとして、会社分割による組合の持分の承継に同項の適用はなく、本件会社分割による本件持分の承継には本件組合の承諾は不要であると主張する。

そこで、会社分割による組合の持分の承継につき同項所定の組合の承諾を要するかについて、検討する。

- イ 中協法は、中小規模の商業等の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することなどを目的とするものであり(1条)、組合の要件として、組合員の相互扶助を目的とすることを定め(5条1項)、その行う事業によってその組合員に直接奉仕することを目的としなければならない旨規定している(同条2項)。また、中協法は、組合員の相互扶助という目的を達成するため、組合の種類ごとに組合員たる資格を有する者の範囲を定めており、その範囲内においてそれぞれの組合がその目的、性格等に応じて具体的な組合員資格を定款で定めることとなる(8条)。さらに、中協法は、組合員の人格的平等性の観点から、各組合員は、その

出資口数に関係なく、１個の議決権及び選挙権を有するものとしている（１１条１項）。

以上のような中協法の規定に照らせば、組合は、資本団体である株式会社とは異なり、相互扶助の精神を基調とする人的結合体であると解されるのであって、中協法１７条１項は、組合員が組合の持分を譲渡することは組合の基礎をなす組合員の信頼関係に影響を及ぼすものであることから、組合員が組合の持分を譲渡するときは組合の承諾を要するものとして解される。そして、会社分割による組合の持分の承継も、組合の持分の譲渡と同様、組合員の変更や出資口数の増減を生じさせるものであり、組合員の信頼関係に影響を与え得るものであることに鑑みると、前記のとおり同項が持分の譲渡に先立ち組合の承諾を要する趣旨は、会社分割により組合の持分を承継する場合にも当てはまることは明らかであると考えられる。

そうすると、同項所定の組合の承諾を必要とする「その持分を譲り渡す」場合の中には、会社分割により組合の持分を承継する場合も含まれるものと解するのが相当である。

ウ 以上によれば、会社分割による持分の承継にも中協法１７条１項の適用があり、組合の承諾を要するというべきである。そして、前記のような同項の趣旨からすると、組合の承諾のない持分の承継は無効であると解すべきである。

（４） そこで、原告Ｘ２が原告Ｘ１から本件持分を承継することについて本件組合の承諾があったか否かについて検討する。

ア 証拠（甲１１、乙３３、３４）及び弁論の全趣旨によれば、原告Ｘ２は、平成１９年１１月２７日付けで、本件組合の西成支店に対し、本件会社分割による本件持分の承継につき出資金加入申込書を提出したものの、申込手続の不備により同支店での決裁手続が行われたにとどまり、本件組

合の承諾を得るに至らなかったことが認められる。

したがって、本件組合の承諾を得ることなくなされた本件会社分割による本件持分の承継は無効であって、原告X2は、本件差押処分当時、本件持分を有していなかったというべきである。

イ これに対し、原告X2は、組合は、正当な理由がない限り、組合員の持分譲渡の承諾を拒むことはできないから、原告X2が、本件会社分割により本件持分を承継するに当たり、その事実を口頭で通知した上、前記の出資金加入申込書を提出したことをもって本件組合が本件会社分割による持分の承継を承諾したことが擬制されると主張する。

しかしながら、組合は、組合員の持分の譲渡の可否を判断してこれを拒み得る以上、原告X2が主張するような事実から直ちに本件組合が本件会社分割による持分の承継を承諾したとみなすことはできない。

したがって、原告X2の前記主張は採用することができない。

(5) 以上によれば、原告X2は、本件差押処分当時、本件持分を有していなかったため、前記(2)の⑦の要件を満たさないところ、他に、原告X2につき、本件持分につき本件差押処分がされることにより自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあると解すべき特段の事情の存在も認められないから、その差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者には当たらず、その取消訴訟における原告適格を有しないものというべきである。

また、原告X2は、本件差押処分の対象のうち本件持分以外の財産についても、本件差押処分当時、所有権を有していたとは認められないため、前記(2)の⑦の要件を満たさないところ、他に、原告X2につき、本件持分につき本件差押処分がされることにより自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあると解すべき特段の事情の存在も認められないから、その差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者には

当たらず、その取消訴訟における原告適格を有しないものというべきである。

そうすると、原告X2は、本件差押処分の取消しを求める本件訴えについて原告適格を有しないというべきである。

2 争点1（本件滞納国税の徴収権の消滅時効の成否）について

- (1) 証拠（甲2）によれば、本件滞納国税の法定納期限は別紙一覧表の「法定納期限」欄記載の日であり、本件滞納国税の徴収権は、その翌日から5年行使しないことによって、時効により消滅するが、前記前提事実（2）アのとおり、本件滞納国税については、別紙一覧表の「督促年月日」欄記載の日に督促状が送付されたため、同日から起算して10日を経過した日までの期間、本件滞納国税の徴収権の時効が中断した（通則法73条1項4号）。そして、前記前提事実（2）イ及びオのとおり、大阪国税局長は、本件滞納国税1～17を徴収するため、平成11年10月25日、本件保証金返還請求権を差し押さえ、同月29日、その差押通知書が第三債務者に送達されているから、同日、本件滞納国税1～17の徴収権の時効は中断し、差押えが解除された平成17年12月9日に前記中断が終了した（通則法72条3項、民法147条2号、157条1項）。また、前記前提事実（2）エのとおり、大阪国税局徴収職員は、平成16年11月29日、本件滞納国税を徴収するため、原告X1の本店事務所を搜索したが差し押さえるべき財産が見当たらなかったものであり、このような場合には当該搜索に着手した時に時効中断の効力を生ずると解されるから、同日、本件滞納国税18及び19の徴収権の時効が中断した（通則法72条3項、民法147条2号参照）。さらに、証拠（乙8、11）及び弁論の全趣旨によれば、原告X1は、平成17年12月30日、本件滞納国税4・7・15～19の本税を納付したことが認められ、これにより、同日、これらの国税の徴収権の時効が中断した（通則法73条5項）。

(2) そして、前記前提事実(4)ア及びウのとおり、本件会社分割により平成19年10月●日に原告X2が、同年11月●日にEがそれぞれ設立され、それぞれの設立に際して発行された本件各株式が原告X1に割り当てられたが、大阪国税局長は、平成20年2月25日、本件各株式を差し押さえた上(本件株式差押処分)、同月26日、その差押通知書が原告X2及びEに送達されている。そうすると、前記(1)のとおり、①本件滞納国税1～17の徴収権の時効については、平成11年10月29日、中断し、当該中断は、平成17年12月9日に終了するまで継続し、②本件滞納国税18・19の徴収権の時効については、平成16年11月29日及び同日から5年が経過する以前の平成17年12月30日、中断しているところ、③同月9日(本件滞納国税1～17の関係)及び同月30日(同18、19の関係)から5年間の消滅時効期間が経過する以前の平成20年2月25日に本件滞納国税(本件滞納国税1～19)を徴収するため、本件株式差押処分がされ、同月26日に本件株式差押処分に係る差押通知書が原告X2及びEに送達されたことによって、本件滞納国税の徴収権の時効は、同日、中断したというべきであり、しかも、弁論の全趣旨によれば、本件差押処分まで本件株式差押処分に係る差押手続は終了していないことが認められるから、本件差押処分当時、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅していたということはできない。

(3) 原告X1の主張に対する判断

ア これに対して、原告X1は、本件株式差押処分に先立つ平成19年12月28日、本件各株式をAに譲渡したから、本件株式差押処分は原告X1に帰属しない財産を差し押さえるものとして無効である旨主張する。

しかしながら、証拠(甲10、乙22)及び弁論の全趣旨によれば、①原告X2及びEは、株券を発行する旨の定款の定めがない株式会社であり、その株式は振替機関が取り扱うものでもないこと及び②会社法121条

所定の株主名簿を作成していないことが認められる。そうすると、仮に、平成19年12月28日に本件各株式が原告X1からAに譲渡されたとしても、譲受人であるAが株主名簿に記載され、又は記録されていない以上、原告X1は、その譲渡をもって差押債権者である被告に対抗することができないというべきである（社債、株式等の振替に関する法律128条、会社法130条1項）。

したがって、原告X1の前記主張は、採用することができない。

イ 原告X1は、会社法130条1項は、株式会社が株主名簿を作成することを前提とする規定であり、公開会社ではない株式会社においては株主名簿が作成されていない現状の下において株主名簿が作成されていない場合にまで一律に同項を適用することは妥当性を欠くことになるとして、株主名簿を作成していない株式会社の株式には同項は適用されるべきでないと主張する。

しかしながら、会社法は、株主と会社との間の集団的法律関係を画一的に処理するための制度として株主名簿の制度を設け、その目的を達するため、規模の大小、公開会社か否かに関係なく株式会社は株主名簿を作成しなければならないとした上（121条）、株主名簿に一定の法律上の効力を付与しているのであって、株式会社が株主名簿を作成するか否かの自由を有し株主名簿を作成しなければ会社法130条が適用されないと解することは、前記のような会社法121条の規定や株主名簿の制度の趣旨に反するというべきである。そうすると、株主名簿を作成していない株式会社にも会社法130条1項が適用されると解するべきである。

したがって、原告X1の前記主張は、採用することができない。

ウ 原告X1は、株式会社が株主名簿を作成していないために株式の譲受人が株主名簿の記載又は記録をすることができない場合は、株式会社が株式譲受人から株主名簿の名義書換の請求を受けたにもかかわらず正当な理

由なくこれを拒絶した場合と同様の状況にあるということができ、前記の名義書換の不当拒絶の場合には株式譲受人は名義書換なしに株式の移転を第三者に対抗することができる」と解されているとして、株主名簿を作成していない原告X2及びEの株式についても、株式譲受人は、会社法130条1項にかかわらず、株主名簿の記載又は記録がなくても、株式の譲渡の事実を第三者に対抗できるというべきであると主張する。

しかしながら、株主名簿を作成していない株式会社が、株式譲渡の当事者から株主名簿を作成して株式譲渡がされた旨の記載又は記録をすべきことを請求されたにもかかわらず、株式会社が株主名簿を作成しない場合には、前記の名義書換の不当拒絶と同様の状況にあるものと解する余地は否定できないものの、本件において、原告X1及びAが原告X2及びEに対して株主名簿の作成を請求したことを認めるに足りる証拠はなく、原告X1及びAが原告X2により株主名簿の名義書換を不当に拒絶されたものと同様の状況にあるということとはできない。

したがって、原告X1の前記主張は、採用することができない。

エ 原告X1は、原告X2及びEは株主をAとする設立時株主等の名簿を作成して所轄の税務署に提出しており、設立時株主等の名簿は会社法所定の株主名簿に相当するものであるとして、本件各株式が原告X1からAに譲渡された事実を第三者に対抗することができる」と主張する。

しかしながら、原告X1は、原告X2及びEにおいては会社法所定の株主名簿を作成していないことを前提として、設立時株主等の名簿が会社法所定の株主名簿に相当すると主張しているのであり、会社法所定の株主名簿ではない書面が作成されていることをもって株式の譲渡を第三者に対抗することができる」とする法的根拠は不明というほかない。また、仮に、設立時株主等の名簿が会社法所定の株主名簿に当たると解する余地があるとしても、原告X2及びEが所轄の税務署に提出した設立時株主等の名

簿は、その表題が「設立時の株主名簿」とされていることからすると、会社設立時の株主を記載したものと解されるから、その名簿に株主がAである旨の記載があっても、その記載をもってAが原告X 1 から株式を取得した者であることが記載又は記録されているということとはできない(原告X 2 及びEは、所轄の税務署に対し、設立時株主等の名簿に株主を原告X 1 と記載すべきところを誤ってAと記載していたとして既に提出していたAを株主とする設立時株主等の名簿と差し替える趣旨で原告X 1 を株主とする設立時株主等の名簿を提出しており〔乙24の1・2〕、このことは、株主がAである旨が記載された設立時株主等の名簿が会社設立時の株主を記載したものであることを前提とするものということができる。)。そうすると、設立時株主等の名簿に株主がAである旨が記載されていることをもって本件各株式が原告X 1 からAに譲渡された事実を第三者に対抗することができるということとはできないというべきである。

したがって、原告X 1 の前記主張は採用することができない。

オ 原告X 1 は、大阪国税局長は、原告X 2 及びEが所轄の税務署に提出した設立時株主等の名簿には、本来、設立時の株主である原告X 1 を株主として記載されるべきであるのに、Aが株主として記載されていたことを認識しており、このことからすれば、大阪国税局長は、本件差押処分当時、本件各株式が原告X 1 からAに譲渡された事実を認識していたといえるとして、大阪国税局長は、本件各株式が原告X 1 からAに譲渡された事実を認識しながら、あえて本件差押処分を行ったというべきであるから、信義則上、本件各株式が原告X 1 からAに譲渡された事実について株主名簿の名義書換が未了であることを主張し得ないと主張する。

しかしながら、証拠(甲10、12、13、乙22、26)及び弁論の全趣旨によれば、原告X 1 の財産調査を行っていた大阪国税局徴収職員は、本件会社分割の新設分割計画書に添付された原告X 2 及びEの定款には

設立時発行株式の割当てを受ける者として原告X1が記載される一方で、原告X2及びEが所轄の税務署に提出した設立時株主等の名簿には株主がAである旨が記載されていたことから、平成20年2月25日（本件株式差押処分がされた日）、原告らの税務代理行為をしていたH税理士に対して、前記の定款の記載と設立時株主等の名簿の記載のいずれが正しいのかを問い合わせ、H税理士から、原告X2及びEの設立時の株主及び現在の株主はいずれも原告X1である旨の回答を得たことが認められ、これらの事実によれば、大阪国税局長は、本件差押処分当時、原告X2及びEの設立時の株主が原告X1であり本件各株式が同原告に帰属するとの認識を有していたことが推認されるというべきであって、原告X1の前記主張はその前提を欠くものというべきである。

したがって、原告X1の前記主張は採用することができない。

（４） 小括

以上のとおり、本件株式差押処分当時、本件各株式は原告X1に帰属していたといえるから、本件株式差押処分は適法であり、この処分により平成20年2月26日に本件滞納国税の徴収権の時効が中断したというべきである。そして、本件差押処分まで本件株式差押処分に係る差押手続は終了していないことが認められるから、本件差押処分当時、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅していたということとはできない。

3 争点2（本件持分の帰属）について

前記1によれば、本件組合の承諾を得ることなくなされた原告X1から原告X2に対する本件持分の承継は無効であるから、本件差押処分当時、本件持分は原告X1に帰属する財産であったというべきである。

したがって、本件持分に係る本件差押処分は適法であるから、本件持分に係る本件差押処分の取消しを求める原告X1の請求は棄却すべきである。

4 結論

以上の次第で、原告 X 2 の訴えは不適法であるからこれを却下することとし、原告 X 1 の請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 角谷 昌毅

裁判官 稲岡 奈桜